



鳥取県公報

平成 26 年 11 月 11 日(火)
第 8 6 4 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (788) (観光戦略課) 2
	所有者等が判明しない放置自動車 (789) (スポーツ課) 2
	生活保護法による介護機関の指定 (790) (福祉保健課) 2
	生活保護法による介護機関の変更の届出 (2 件) (791・792) (〃) 3
	指定居宅介護支援事業者の指定 (793) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (794) (〃) 4
	指定介護予防サービス事業者の廃止の届出 (795) (〃) 5
◇ 公 告	准看護師試験の実施 (医療政策課) 5
	大規模集客施設の設置の届出に対する知事の意見及びその理由 (住まいまちづくり課) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (医療政策課) 7

告 示

鳥取県告示第788号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
鳥取県観光情報DVD作成業務プロポーザル審査会	鳥取県の観光をPRするDVD作成の受託業者の選定に関する事項	平成26年11月17日から 同年12月3日まで	観光戦略課

鳥取県告示第789号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

警告書を貼り付けた日	放置されていた場所	保管している場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
平成26年 8月28日	米子市東福原 八丁目27-1 県立米子産業 体育館駐車場	米子市東福原 八丁目27-1 県立米子産業 体育館駐車場	トヨタ クラウン 黒色 鳥取300そ8479	なし	平成27年 2月12日 以後に処分	鳥取県文化観光 スポーツ局スポ ーツ課に申し出 ること。

鳥取県告示第790号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
----	------------	------------	-------------	-----------	-------

社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町 長山161-1	デイサービスセンター きずな	西伯郡日吉津村 日吉津436-1	通所介護	平成26年7月 3日
医療法人さとに田園クリニック	鳥取市里仁54-2	医療法人さとに田園クリニックさとに通所リハビリテーション	鳥取市里仁54-2	通所リハビリテーション	平成26年9月 15日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人萌生会	西伯郡伯耆町 長山161-1	デイサービスセンター きずな	西伯郡日吉津村 日吉津436-1	介護予防通所介護	平成26年7月 3日

鳥取県告示第791号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問介護事業所	倉吉市葵町 717-3	平成22年4月 1日
〃	〃	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	〃	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市葵町 717-3	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所	倉吉市葵町 717-3	平成22年4月 1日

鳥取県告示第792号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業所の所在地及び開設者の所在地を変更した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町 1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問介護事業所	倉吉市福吉町 1400	平成26年4月1日
〃	〃	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	〃	〃
〃	〃	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿 1115-2	〃

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町 1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会介護予防訪問介護事業所	倉吉市福吉町 1400	平成26年4月1日
〃	〃	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会介護予防通所介護事業所	倉吉市関金町関金宿 1115-2	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会	倉吉市福吉町 1400	社会福祉法人倉吉市社会福祉協議会居宅介護支援事業所	倉吉市関金町関金宿 1115-2	平成26年4月1日

鳥取県告示第793号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人山陰福祉の会	介護相談のさんふく	米子市加茂町二丁目180	平成26年11月7日

鳥取県告示第794号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ノー ブルライフ	デイサービスセン ターあかまつ	西伯郡大山町赤松 2458-107	平成26年10月 30日	平成27年3月 31日	通所介護

鳥取県告示第795号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成26年11月11日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ノー ブルライフ	デイサービスセン ターあかまつ	西伯郡大山町赤松 2458-107	平成26年10月 30日	平成27年3月 31日	介護予防通所介 護

公 告

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、准看護師試験を次のとおり実施する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の種類

試験の内容	試験科目	試験問題数
准看護師として必要な知識及び技能 についての試験	人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、 疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の 心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看 護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護	150問

2 試験の日時

平成27年2月13日（金）午後1時30分から午後4時まで

3 試験の場所

鳥取市江津318-1 鳥取県看護研修センター

4 受験資格

次の(1)から(6)までのいずれかに該当する者であること。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省・厚生省令第1号。以下「省令」という。）第5条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成27年3月31日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
- (2) 省令第5条の基準に従い、都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成27年3月31日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）

- (3) 省令第 4 条の基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校において 3 年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成 27 年 3 月 31 日までに当該学科を修める見込みの者を含む。）
 - (4) 省令第 4 条の基準に適合するものとして、厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成 27 年 3 月 31 日までに当該養成所を卒業する見込みの者を含む。）
 - (5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者で、厚生労働大臣が(3)又は(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの
 - (6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許に相当する免許を受けた者のうち、(5)に該当しないもので、厚生労働大臣の定める基準に従い、知事が適当と認めたもの
- 5 受験願書の受付期間
平成 26 年 12 月 1 日（月）から同月 4 日（木）まで
なお、郵送による場合は、平成 26 年 12 月 4 日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。
- 6 受験願書の提出先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220 鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（持参又は郵送によること。）
- 7 受験願書の添付書類
- (1) 4の(1)から(4)までのいずれかに該当する者であるときは、修業証明書又は卒業証明書（平成 27 年 3 月 31 日までに学科を修め、又は養成所を卒業する見込みの者にあつては、修業見込証明書又は卒業見込証明書とする。この場合においては、改めて同日までに修業証明書又は卒業証明書を提出することとし、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とする。）
 - (2) 4の(5)又は(6)に該当する者であるときは、外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得たことを証する書面
 - (3) 写真（出願前 6 月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦 6 センチメートル横 4 センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。）
なお、その写真が本人に相違ない旨の受験資格に係る学校又は養成所の証明書（当該証明書の交付を受けることができない者にあつては、その写真と照合することのできる写真の付いた身分証明書とする。なお、郵送により提出する場合は、当該身分証明書は簡易書留郵便により後日返送するので、450 円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。）を添付すること。
- 8 受験手数料及び納付方法
受験手数料は、6,900 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄に貼り付けて納入すること。この場合、消印しないこと。
なお、県外から郵送により受験願書を提出する場合であつて、収入証紙を購入することが困難なときは、10 の(2)の間合せ先に相談すること。
- 9 合格者の発表等
- (1) 平成 27 年 3 月 11 日（水）午前 9 時に、合格者の受験番号を鳥取県庁本庁舎 1 階の掲示板に掲示するとともに、合格者には合格証書を交付する。ただし、合格者のうち、修業見込み又は卒業見込みで受験したものについては、平成 27 年 3 月 31 日（火）（必着）までに修業証明書又は卒業証明書を提出した者に合格証書を交付し、同日までに当該証明書の提出がない場合は当該受験を無効とし、合格証書は交付しない。
 - (2) 試験の科目別得点及び総合得点については、鳥取県個人情報保護条例（平成 11 年鳥取県条例第 3 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、口頭による開示請求を行うことができる。
- 10 その他
- (1) 受験願書の用紙は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課において交付する。その交付請求、試験に関する照会等を郵送によって行う場合には、82 円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（定形）を同封すること。
 - (2) 試験の詳細については、鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課（電話 0857-26-7204）に問い合わせること。

平成26年鳥取県公報第8629号で公告した（仮称）ドラッグコスモス千代水店に係る鳥取県大規模集客施設立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模集客施設の設置の届出について、条例第11条第1項の規定に基づき、届出者に知事の意見及びその理由を通知したので、同条第2項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

なお、この意見に異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成26年11月25日までに知事に意見書を提出することができる。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 知事の意見

届出施設の設置は、コンパクトなまちづくりの推進と調和するものである。

2 意見の理由

条例第3条に規定する基本方針に適合するものであることが確認されたため

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年11月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

ホールボディカウンタ 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月24日（火）

(4) 納入場所

鳥取県東部福祉保健事務所

鳥取市江津730

(5) 契約金額

入札者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とすること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成24年鳥取県告示第606号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

る者で、その業種区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。

なお、競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成26年11月18日（火）午後5時までに4の（2）の場所に提出すること。

（3）平成26年11月11日（火）から同年12月12日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（4）平成26年11月11日（火）から同年12月12日（金）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

4 入札手続等

（1）入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県福祉保健部健康医療局医療政策課

電話 0857-26-7188

電子メール iryouseisaku@pref.tottori.jp

（2）競争入札参加資格審査に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（3）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成26年11月11日（火）から同年12月5日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/iryouseisaku/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成26年11月11日（火）から12月5日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成26年12月12日（金）午前11時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月11日（木）午後5時とする。

イ 場所

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁福祉保健部・会計管理者会議室（本庁舎地階）

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければなら

らない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便等又は持参の方法により 4 の(1)の場所に平成26年12月8日(月)午後5時までに提出しなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号)第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 1 set of Whole Body Counter
- (2) December 8, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) December 12, 2014 11 : 00 AM : Time-limit for submission of tenders
(December 11, 2014 5 : 00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)
- (4) Contact : Medical Policy Division, Tottori Prefectural Government
1 - 220 Higashi-machi, Tottori-shi 680 - 8570 Japan, TEL : 0857 - 26 - 7188